

令和 8 年度随意契約一覧表【まちづくり部】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）			契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
道路公園課	R8市道法面路肩等危険樹木伐採業務	令和8年4月1日	一般財団法人 富田林市公園緑化協会	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	1,499,300	R8街路樹等管理業務における維持管理区域及び市道法面路肩等管理道路に植栽されている枯損樹木の伐採業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は街路樹等の管理業務であり、愛護思想の向上及び緑化推進の啓発普及を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的に設立された富田林市公園緑化協会に委託することで、近隣住民とみどりの融合を図るとともに、緑あふれる豊かな環境づくりを推進することが可能となります。併せて、当協会は樹木医を有しており、地域の環境・樹木等の状態を十分に把握していることから専門知識を十分に生かすことができます。
道路公園課	令和 8 年度 植栽事業業務（フラワーボット等の植付管理）	令和8年4月1日	一般財団法人 富田林市公園緑化協会	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	2,431,000	富田林市内の公共施設等に設置しているフラワーボット等に四季の花を植え付け、管理を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、公園・緑地等の管理業務として花とみどりにつまれた住みよいまちづくりを積極的に推進するものであり、みどり豊かな環境づくりの推進には地元環境・植栽等の状態を十分に把握して行う必要があります。よって、昭和 6 1 年より長期に渡り樹木医としての専門知識を十分に生かし、近隣住民とみどりの融合を図る一般財団法人富田林市公園緑化協会に随意契約を希望するものです。
道路公園課	令和 8 年度 都市公園・児童遊園等桜管理業務	令和8年4月1日	一般財団法人 富田林市公園緑化協会	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	1,999,800	都市公園・児童遊園等の桜管理として、特定外来生物による桜の被害拡大防止及び公園利用者の安全確保を推進する業務。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、都市公園・児童遊園等の桜管理業務として、特定外来生物による桜の被害拡大防止及び公園利用者の安全確保を推進するものであり、みどり豊かな環境づくりの推進には地元環境・植栽等の状態を十分に把握して行う必要があります。よって、昭和 6 1 年より長期に渡り樹木医としての専門知識を十分に生かし、近隣住民とみどりの融合を図る一般財団法人富田林市公園緑化協会に随意契約を希望するものです。
道路公園課	令和 8 年度 都市公園・児童遊園等維持管理業務	令和8年4月1日	一般財団法人 富田林市公園緑化協会	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	175,412,600	富田林市内の都市公園・児童遊園等の維持管理業務及び国・府道のハナミズキ等の維持管理業務。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は公園・緑地等の管理業務であり、愛護思想の向上及び緑化推進の啓発普及を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的に設立された富田林市公園緑化協会に委託することで、近隣住民とみどりの融合を図るとともに、緑あふれる豊かな環境づくりを推進することが可能となります。併せて、当協会は樹木医を有しており、地域の環境・樹木等の状態を十分に把握していることから専門知識を十分に生かすことができます。
道路公園課	令和 8 年度 都市公園・児童遊園等環境保全美化業務	令和8年4月1日	公益社団法人 富田林市シルバー人材センター	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	14,299,598	都市公園・児童遊園等の清掃等環境保全美化業務。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、公益社団法人富田林市シルバー人材センターを積極的に活用するため、随意契約を希望するものです。
金剛地区再生室	金剛中央公園・多機能複合施設等整備運営事業受注候補者選定支援業務	令和8年4月23日	有限責任監査法人 トーマツ 大阪事務所	契約日の翌日	～	令和9年3月31日	5,962,000	本業務は金剛中央公園・多機能複合施設等整備運営事業を官民連携事業としてDBO 方式（Design Build Operate）及び公募設置管理制度（Park-PFI）の実施について、公募型プロポーザル方式により受注候補者を選定するにあたり、受注候補者選定委員会の運営等支援、契約等締結に向けた業務支援、その他関連する業務の支援を行うものです。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、昨年度公募手続きを中止した金剛中央公園・多機能複合施設等整備運営事業の再度の公募に向けた支援業務です。前年度の受託者は業務を適切に遂行しており、事業背景、これまでに解決してきた課題や、不調の原因等を深く把握しています。同一業者に委託することにより、業務の継続性による効率化に加え、蓄積された知見を最大限活用できるため、特命随意契約を希望するものです。
交通政策室	自転車等保管所管理業務	令和8年4月1日	公益社団法人 富田林市シルバー人材センター	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	4,043,631	日曜並びに第 2 ・ 4 土曜、祝日等を除く毎日（平日は午後 1 時～午後 7 時まで、第 1 ・ 3 ・ 5 土曜日は、午前 9 時から正午まで）、移送自転車等の受入れ及び保管、整理、所有者調査と通知、返還とその費用の徴収及び収納に関するこの業務を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、公益社団法人富田林市シルバー人材センターを積極的に活用するため。
交通政策室	放置自転車等防止指導業務	令和8年4月1日	公益社団法人 富田林市シルバー人材センター	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	1,069,752	市内 7 駅周辺にある放置禁止区域を、原則、平日のうちの週 2 日、午前 7 時～午前 9 時迄、自転車等の放置防止指導を行う業務である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、公益社団法人富田林市シルバー人材センターを積極的に活用するため。
交通政策室	放置自転車等撤去業務	令和8年4月1日	公益社団法人 富田林市シルバー人材センター	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	2,216,099	富田林市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条で指定する放置禁止区域、及び第 9 条の2 第 1 項で指定する放置禁止区域外(市が管理する公共の場所等のうち、規則で定めるものに限る。)において放置された自転車等を原則、平日のうちの週2日、午前 9 時から午後 5 時まで、撤去及び移送作業を行う業務である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、公益社団法人富田林市シルバー人材センターを積極的に活用するため。

令和８年度随意契約一覧表【まちづくり部】

令和８年４月１日から令和８年６月３０日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）			契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
道路公園課	R8街路樹等管理業務	令和8年4月1日	一般財団法人 富田林市公園緑化協会	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	94,486,700	富田林市道街路樹等の管理業務及び富田林駅前広場、喜志駅前広場の樹木等管理業務	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	本業務は街路樹等の管理業務であり、愛護思想の向上及び緑化推進の啓発普及を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的に設立された富田林市公園緑化協会に委託することで、近隣住民とみどりの融合を図るとともに、緑あふれる豊かな環境づくりを推進することが可能となります。併せて、当協会は樹木医を有しており、地域の環境・樹木等の状態を十分に把握していることから専門知識を十分に生かすことができます。
道路公園課	富田林駅北広場トイレ清掃業務	令和8年4月1日	公益社団法人 富田林市シルバー人材センター	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	1,335,426	富田林駅北広場トイレ清掃業務 年間311回	地方自治法施行令第167条の２第１項第３号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、公益社団法人富田林市シルバー人材センターを積極的に活用するため。
金剛地区再生室	金剛駅周辺まちなかウォーカブル推進業務	令和8年6月1日	株式会社 ダン計画研究所	契約日の翌日	～	令和10年3月31日	5,962,000	本業務は、金剛駅周辺における「ウォーカブルな空間づくり」を推進するため、「都市再生整備計画」の中で設定した滞在快適性等向上区域（ウォーカブルエリア）において、「金剛駅周辺まちなかウォーカブルビジョン」に基づき、車中心から“人中心”の空間への転換をめざし、お気に入りの場所とそこで過ごす楽しい時間、新たな出会いと交流など、金剛地区に「目的地」が増え、多様なアクティビティ（行動・活動）がまちなかにあふれることで、暮らしの豊かさとしさを＋（プラス）できるまちをめざすとともに、駅前周辺も一体となりにぎわいと回遊性を高めることを目的とします。	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	本業務はウォーカブルビジョンの実現に向けた推進チームのマネジメントや効果的な社会実験の実施・検証など、民間事業者の持つ企画力・技術力等を活かした提案を幅広く求める必要があり、価格面と技術面を総合的に評価し、受注先を選定する公募型プロポーザル方式により、本事業を委託する事業者として適当であると決定されたため。